

ショートステイ 遊生の園 利用料金表 【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本部分 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	18	¥557	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,273	
	要支援2	656	18	¥686	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,402	
	要介護1	704	36	¥753	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,469	
	要介護2	772	36	¥822	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,538	
	要介護3	847	36	¥898	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,614	
	要介護4	918	36	¥971	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,687	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,757	
第3段階②	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,227	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,356	
	要介護1	704	36	¥753	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,423	
	要介護2	772	36	¥822	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,492	
	要介護3	847	36	¥898	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,568	
	要介護4	918	36	¥971	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,641	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥1,370	¥1,300	¥2,670	¥3,711	
第3段階①	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥2,927	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,056	
	要介護1	704	36	¥753	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,123	
	要介護2	772	36	¥822	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,192	
	要介護3	847	36	¥898	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,268	
	要介護4	918	36	¥971	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,341	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥1,370	¥1,000	¥2,370	¥3,411	
第2段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥600	¥1,480	¥2,037	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥600	¥1,480	¥2,166	
	要介護1	704	36	¥753	¥880	¥600	¥1,480	¥2,233	
	要介護2	772	36	¥822	¥880	¥600	¥1,480	¥2,302	
	要介護3	847	36	¥898	¥880	¥600	¥1,480	¥2,378	
	要介護4	918	36	¥971	¥880	¥600	¥1,480	¥2,451	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥880	¥600	¥1,480	¥2,521	
第1段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥300	¥1,180	¥1,737	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥300	¥1,180	¥1,866	
	要介護1	704	36	¥753	¥880	¥300	¥1,180	¥1,933	
	要介護2	772	36	¥822	¥880	¥300	¥1,180	¥2,002	
	要介護3	847	36	¥898	¥880	¥300	¥1,180	¥2,078	
	要介護4	918	36	¥971	¥880	¥300	¥1,180	¥2,151	
	要介護5	987	36	¥1,041	¥880	¥300	¥1,180	¥2,221	

1単位=10.17円

※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方

第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方

第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万超120万円以下の方

第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

第1段階：生活保護を受けている方など

※2 【上表で計上している加算】

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位／日 ※介護予防は除く
・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：18単位／日

【上表で計上していない加算】

・若年性認知症利用者受入加算：120単位／日 ※対象者のみ算定する

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ):(基本部分単位数+各種加算単位数)×14.0%が別途かかります。
- ※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。
食費 1,650円／日(朝 410円・昼 620円・夕 620円)
- ※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。
(通常の送迎範囲) 新潟市の南区全域、西蒲区の旧潟東村・旧中之口村全域
- ※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。
- ※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。

令和7年12月1日現在